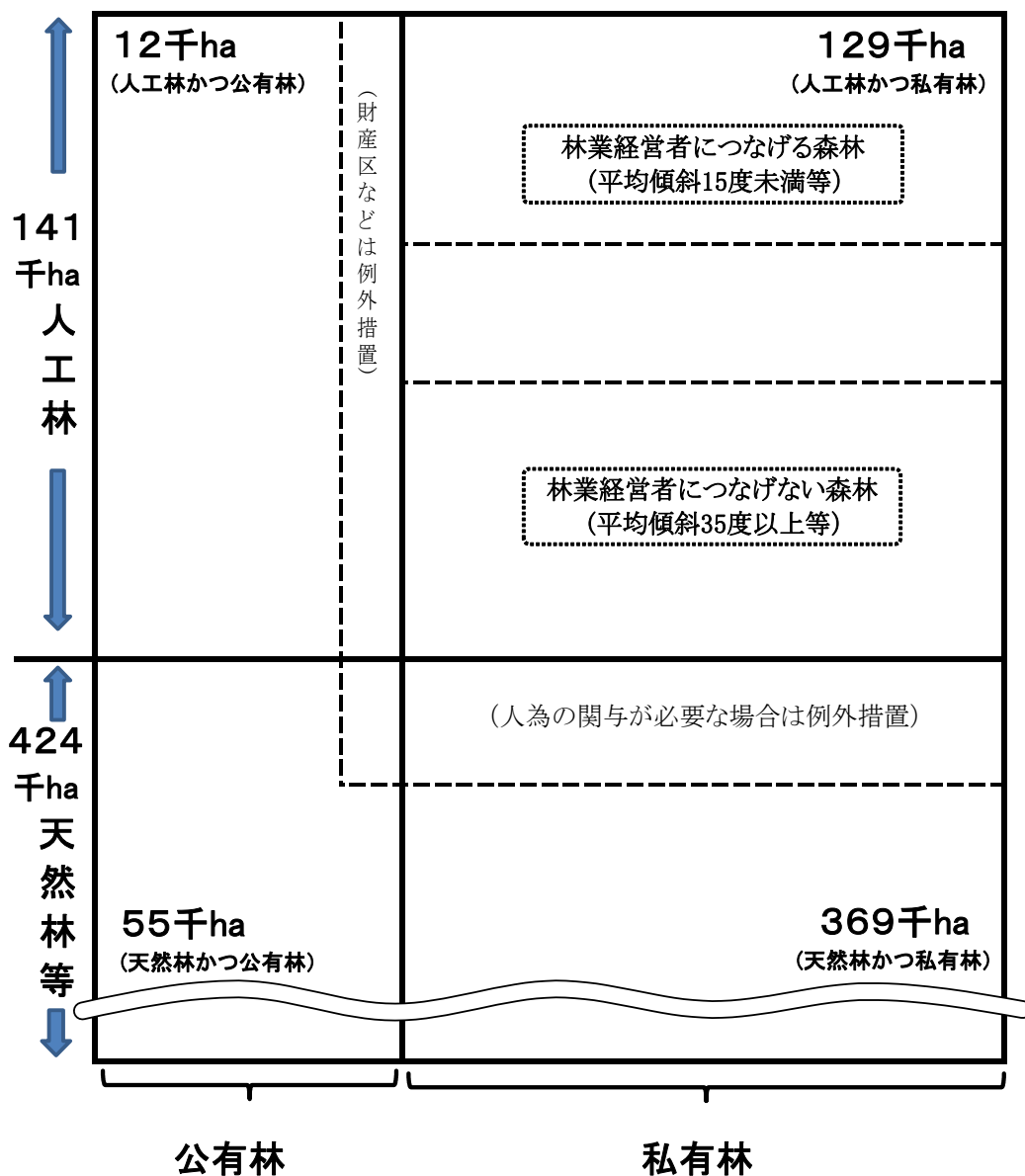


国森林環境譲与税（仮称）の対象範囲（イメージ） （6月時点）

◆ 国の考え方

- ・ 森林経営管理制度に基づき、自然的条件からみて経済ベースでの森林管理を行うことが困難な森林等について、市町村が自ら行う経営管理に国税の一部を充当
- ・ 対象は、適切に経営管理が行われていない私有人工林が原則
- ・ 地域の実情に応じ公有林や天然林を対象に含めることも可能



※ 別紙資料を参照